

議案第 32 号

芽室町手数料徴収条例中一部改正の件

芽室町手数料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 3 年 9 月 1 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町手数料徴収条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表個人番号カード再交付の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）」による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
—略—		—略—	
住民票自動交付用カード交付及び再交付並びに引替交付	1枚につき（交付のみ1世帯1枚は無料） 200円	住民票自動交付用カード交付及び再交付並びに引替交付	1枚につき（交付のみ1世帯1枚は無料） 200円
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円	個人番号カード再交付	1枚につき 800円
—略—		戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
—略—		—略—	
<p><b>附 則</b> この条例は、公布の日から施行する。</p>			